

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 12 月 2 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500409号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500179号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が標準賞与額として記録されていないことが分かった。確かに、同社から賞与が支払われたと思うので、請求期間の賞与を標準賞与額として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者に対して、請求期間に賞与を支給していないと回答しており、同社から提出された請求者に係る平成16年賃金台帳における賞与支給欄が「0」と記載されていることが確認できる。

また、B市から提出された請求者に係る平成17年度(平成16年分)市民税・県民税申告書及びA社作成の平成16年分源泉徴収票に記載されている収入金額及び社会保険料等の金額は、上記賃金台帳における平成16年1月から同年12月までの給与合計額(非課税通勤費を除く。)及び給与から控除された年間の社会保険料合計額とそれぞれ一致していることが確認できる。

以上のことから、請求者が、A社から請求期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたとする事実について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。